

八女市議会議員一般選挙電子投票実施支援業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名称 八女市議会議員一般選挙電子投票実施支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、令和9年4月に執行を予定している八女市議会議員一般選挙において、電子投票システムを導入することにより、有権者の投票における利便性向上、無効票の削減及び開票作業の正確性と迅速化を図ることを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年5月14日（金）まで

(4) 業務場所

八女市域（八女市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が指定する投票所、開票所及びその他の場所）

2 業務の前提条件

令和9年4月執行予定の八女市議会議員一般選挙の概要は、以下のとおりとする。なお、八女市議会議員一般選挙の選挙日程については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（臨時特例法）により日程が変更する場合もある。

(1) 選挙の種類

八女市議会議員一般選挙

(2) 投票所数

ア 当日投票所 25投票所

イ 期日前投票所 6投票所

(3) 開票所数

1開票所

(4) 選挙人名簿登録者数

49,142人（令和8年9月1日現在）

(5) 選挙日程（予定）

ア 告示日 令和9年4月18日（日）

イ 期日前投票 令和9年4月19日（月）～令和9年4月24日（土）

ウ 投票日 令和9年4月25日（日）

3 電子投票システムの技術的・基本条件

(1) 法令等の順守

ア 電磁的記録式投票機は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第4条に規定されている具備すべき条件を満たしていること。

イ 総務省の電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づく適合確認を受けているか、審査会前日までに確実に受ける見込みであること。この場合において、審査会前日までに検査確認結果報告書（写し）を提出すること。

ウ 受託候補者の選定後において、イの適合確認を通過したこと等に伴い、提案した電子投票システムのバージョンアップ等の仕様変更の必要が生じた場合は、市選管が承認した場合に限り、当該仕様変更を認めるものとする。ただし、当該仕様変更を行う場合であっても、原則として本業務に係る契約金額の変更は行わないものとする。

(2) システムの形態

ア 端末ごとに電磁的録媒体に投票データを記録する媒体形態のもの（スタンドアローン型）とすること。

イ 障害発生時に、特定の端末の停止が他の端末や投票所全体の運用に影響を与えない設計であること。

4 電子投票システムの委託内容等について

(1) 調達方法

電子投票システムの調達方法はレンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース（封印シール含む。）等は、購入による調達とする。

(2) 構成内容

本委託料は、次の内容により構成する。

ア 電子投票システムのレンタル、指定場所への納品（運搬含む。）、検査、監査及び操作マニュアルの作成に係る費用並びに電子投票システムで使用するソフトウェアに係る費用

イ 物品購入に係る費用

ウ 電子投票実施に伴う人的支援に係る費用

エ アからウまでに掲げるもののほか、電子投票の公正、適正かつ確実な執行に必要な経費

5 電子投票システムの納入等

(1) 電子投票システムは、市選管が指定する日に指定する場所に納入すること。なお、納入する場所は複数箇所を指定する場合がある。

(2) 電子投票システムの投票所・開票所への搬入は、市選管が行う。

(3) 電子投票システムの投票所・開票所からの撤去は、市選管が行う。

6 電子投票システムの検査、保管等

(1) 電子投票システムは、市選管が指定する場所及び期日までに納入し、市選管事務局職員とともに動作確認を行うこと。

(2) 動作確認後に、電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合には、速やかに修理又は交換を行い、再度動作確認を行うこと。

(3) 令和9年5月14日までは、すべての電子投票システムを市選管の管理下に置くこと。

7 人的支援体制

(1) 統括管理

業務全体を統括し、市選管と密な連絡体制を構築する統括責任者を中心に常に連絡が取れ、市選管からの問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

(2) 研修支援

選挙事務従事者（市選管事務局及び選挙事務従事者等）に対し、電子投票システムの管理及び運用操作方法や不具合時の対応のほか、操作説明書等附属品の説明を行うこと。

(3) 啓発支援

市選管が行う市民への啓発活動について、市選管との協議に応じて電子投票システムの機器の貸出しを行うとともに、操作方法等に助言支援を行うこと。

（啓発活動にも立会いを求めることがある。）

(4) 期日前投票・当日投票支援

各投票所（期日前投票所を含む）における円滑な投票執行のため、必要なサポート体制（別紙１に定めるバックアップ体制を含む。）を確保した上で、必要に応じて次の支援を行うこと。

ア 投票所来場者に対する電子投票機の操作案内に関すること。

イ 市選管が行う電子投票システムの起動及び動作確認業務に関すること。

（５） 開票所支援

開票・集計装置の起動及び動作確認が必要と判断された場合は、市選管の指示のもと支援すること。

（６） 業務全般に係る支援

市選管が行う業務への助言及び支援をするに当たっては、電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応するよう支援すること。

（７） その他

投開票日に投票所及び開票所で事務に従事する者の名前を、市選管が別に指定する日までに市選管に提出すること。

８ その他

（１） 八女市議会議員一般選挙が無投票になった場合には、告示日の翌日以降分の経費の減額について、市選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。

（２） 投開票日において、電子投票システムが故障等の不具合により使用できず、その原因が受託者の責めによる場合は、当該システムのレンタルに係る経費について、市選管と協議の上、別途変更契約を締結し、減額するものとする。

（３） 候補者の死亡等又は事故により八女市議会議員一般選挙の投票若しくは開票の期日が延期又は再投票となった場合には、市選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。ただし、電子投票システムの故障が原因で投票又は開票の期日の延期や再投票となった場合は、これに伴う経費は受託者の負担とする。

（４） 選挙終了後、異議の申出又は訴訟が起こった場合の対応については、必要に応じて市選管と協議の上、対応すること。その備えとして、電子投票システム（ハードウェア、ソフトウェア）は、再集計又は再検査が行えるようにしておくこと。また、市選管からの求めに応じて、電子投票システム設計書等必要な書類の提示が行えるようにしておくこと。

- (5) 電子投票システムのハードウェア及びソフトウェアについて、法令及び総務省の「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」に照らして必要があると市選管が認める場合には、市選管と協議の上、指定する期限までに電子投票機器の改善に努めること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市選管と協議の上、定めること。
- (7) 経費の内訳を明らかにできる書類を市選管の求めに応じて提出すること。
- (8) 受託者は本業務において知り得た秘密について、第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 故意又は不注意により選挙事務従事者又は選挙人が電子投票を実施するために必要な機器等（レンタルするものに限る。）を破損させた場合は、市がその損害を補償する。ただし、受託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

別紙 1

電子投票システムの種類及び数量並びに人的支援の量

1 投票日当日・期日前投票所関係

(1) レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 電子投票システム及び開票システムの運搬、配置場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。 2 使用するソフトウェアは、電子投票システム及び開票システムにインストール済とすること。 3 納品日希望日 啓発用に充当する8台及び開票・集計装置一式1セットは令和8年12月4日（金）までに、期日前投票及び投票日当日の投票所用90台及び開票・集計装置一式1セットは令和9年2月26日（金）までに納品すること。同日までに納品が困難な場合は、市選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないように速やかに納品すること。 4 レンタル期間は、各納品日から令和9年5月14日までとする。
電磁的記録式投票機 (当該機器を稼働させるために必要な機器を含む。)	調達台数98台 (投票日当日投票所用：73台、期日前投票所用：17台、啓発用：8台)	1 期日前投票所用の17台は、投票当日投票所（25か所）の予備機として使用する。 2 常設啓発で使用する場合は、盗難防止措置を講じること。 3 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正しなければならない

		ため、市選管と協議の上、作成すること。
開票・集計装置一式 (開票・集計装置接続用機器等、開票・集計に必要な機器等もすべて含めること。)	2セット (予備機を含む。)	1 開票・集計装置一式のうち1セットは、啓発用としても使用する。 2 開票・集計装置一式については、開票事務従事者の研修においても使用する。

(2) 購入による調達

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 納品希望日 各機器（令和8年12月4日（金）納品分8台、令和9年2月26日（金）納品分90台）に合わせて納品すること。ただし、これらすべてにおいて、同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないよう速やかに納品すること。 2 開票・集計装置の開票ログ・操作ログを記録するための媒体については、提案システムが開票アプリ内等への記憶に対応している場合は、必ずしも装置台数分の媒体を購入する必要はない。市選管へのログデータの引き渡し方法（媒体での納品、またはその他形式）については、汎用的なテキスト形

		式（PDFやcsv形式等）で抽出可能であることを要件とし、システム仕様に応じた必要最小限かつ確実な方法を提案書に明記すること。また、市選管に引き渡したログデータについては、最低限4年間は経年劣化や改ざんのリスクなく保存・復元できるデータ形式であること。
投票データを記録するための電磁的記録媒体（正・副）	個数：計196個 ※原則として、各投票所に配置する電磁的記録式投票機の合計台数（想定：計90台（別紙2（2）参照））に啓発用8台を加えた台数分に対し、1台あたり正・副各1個（計2個/台）（※正・副については異なる種類の媒体でも問題ない。）を基準とする。 ただし、提案する電子投票システムの形態により必要数量が異なる場合は、提案システムにおける必要最小限かつ十分な数量（正・副）を計上した上で、その根	1 電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 2 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。

	拠（内訳）を明記すること。	
封印容器（外容器）	個数：計６２個 ※投票所設置数（選挙投票日当日（２５か所）・期日前投票所（６か所））×２（正・副用）を基本とする。ただし、本機器は、各投票所における電磁的記録媒体（正・副）の管理単位（１投票所あたり正・副各１個、計２個）を想定した基準数量である。提案する電子投票システムの仕様や、別項「電磁的記録媒体」における提案数量・運用形態により、必要となる容器の個数が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量を計上した上で、その算定根拠（内訳）を明記すること。	１ 施錠するための鍵を含むこと。
候補者情報インストール用	電子投票システムの形態によって異なる	１ 候補者情報を記録媒体が要しない形態で全ての電子投票システム及び開票

等記録媒体	ため、候補者情報をすべての電子投票システム及び開票システムにインストールするために必要な数量を納品すること。	システムにインストールすることが可能であれば、当該記録媒体は必要としない。
-------	--	---------------------------------------

2 投開票事務に対する人的支援

	支援項目	日数等	支援内容
共通事項		1 期日前投票所・投票日当日投票所における投票支援従事者の休憩時間については、労働基準法に基づき合計60分から90分の範囲内（原則として複数回に分割）で取得できるものとする。休憩を取得する時間帯については、投票所の混雑時を避けるものとし、市選管（投票所に従事する責任者）と協議の上で決定すること。なお、従事者の休憩中における投票所内での案内・対応体制については、市選管と受託者との協議により別途定めるものとする。	1 作業を行う日時及び場所については、市選管の指示に従うこと。 2 不測の事態に備え、電子投票システムのトラブルの種別に応じたマニュアルの作成を行うこと。 3 電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障その他の不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。 ただし、各投票所については、不具合発生時にマニュアルに基づく初期対応等を

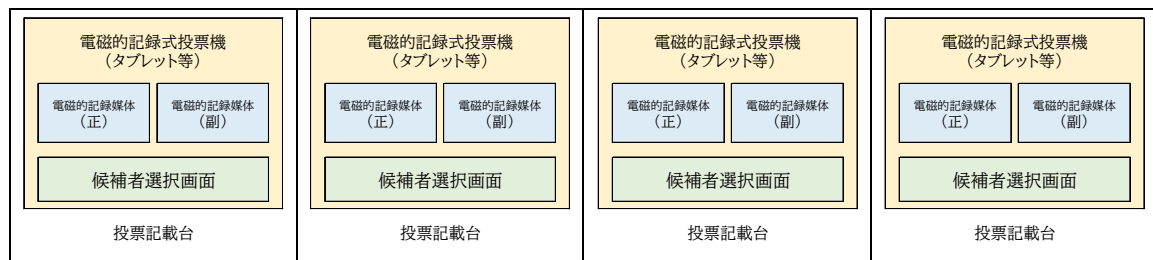
			迅速かつ確実に実施できる者を配置し、これを超えた重篤なトラブルに対応するため、駆け付けることのできる専門技術者によるバックアップ体制（機動班等）を構築することで、これに代わるものとする。
事前準備	職員研修支援	（１日当たり２時間×２回）×３日	１ 市選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用及び操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を行うこと。 ２ 開票・集計システムの操作方法の説明を行うこと。
事前準備	立候補届出日	１人 支援時間：午後４時からデータの入力終了まで	１ 立候補届出日に市選管が行う候補者データの入力、電磁的記録式投票機へのインストール用記録媒体の作成及び電子投票システムの設定作業等の支援を行うこと。

			2 期日前投票所用の電子投票システムへの設定については、立候補届出日以降使用できるように支援すること。
期日前投票 期間中の支 援	期日前投票所 (6 か所)	計36人日分(1人×6 か所×6日) 支援時間： ①午前8時から午後8時 まで(八女、上陽、黒 木、立花) ②午前8時から午後7時 まで(矢部、星野) (※会場の都合等により 開始及び終了時間が前後 することがある。)	1 必要な作業があれば市選管から指示する。
投票日当日 (令和9年 4月中下旬 の日曜日)	投票支援	25投票所 15人×1日(15人で 25か所を担当) 支援時間：午前6時30 分から午後8時まで	1 投票日当日に、電子投票システムの運用に係る支援を行うこと。
開票・集計 支援	開票所 (1 か所)	2人×1日 支援時間：午後7時から 開票終了まで	1 市選管が開票所を設営後に行う開票・集計装置の起動及び動作確認業務の支援を行うこと。 2 開票・集計装置の操作に係る支援を行うこと。

別紙 2

(1) 電子投票システムの形態は複数考えられることから、参考までに次の例を示すこととする。ただし、本仕様書において求める電子投票システムの形態は当該例に限定するものではない。

(例)



(2) 投票区ごとの電磁的記録式投票機等の設置数一覧表

投票区名	投票区別選挙人名簿登録者数（人） （令和8年9月1日現在）			電磁的記録式 投票機設置数 （台）
	男	女	計	
第1投票区	979	1,124	2,103	3
第2投票区	1,477	1,672	3,149	3
第3投票区	2,341	2,612	4,953	5
第4投票区	1,093	1,327	2,420	3
第5投票区	1,384	1,547	2,931	3
第6投票区	1,216	1,355	2,571	3
第7投票区	894	936	1,830	3
第8投票区	688	762	1,450	2
第9投票区	1,278	1,345	2,623	3
第10投票区	1,516	1,639	3,155	4
第11投票区	1,669	1,874	3,543	4
第12投票区	788	886	1,674	3
第13投票区	126	130	256	2
第14投票区	1,163	1,416	2,579	4
第15投票区	854	888	1,742	3
第16投票区	316	380	696	2
第17投票区	504	557	1,061	2
第18投票区	287	314	601	2
第19投票区	351	398	749	2
第20投票区	1,566	1,753	3,319	4
第21投票区	686	727	1,413	3
第22投票区	498	511	1,009	3
第23投票区	423	481	904	2
第24投票区	331	361	692	2
第25投票区	791	928	1,719	3
期日前投票所（八女）				5
期日前投票所（上陽）				2
期日前投票所（黒木）				3
期日前投票所（立花）				3
期日前投票所（矢部）				2
期日前投票所（星野）				2
啓発用				8
計	23,219	25,923	49,142	98